

税務・財務情報 第3103号

平成 31 年度税制改正大綱発表

～消費税率引上げに対する支援策～

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人

株式会社トータル財務プラン

税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所



〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

平成 31 年税制改正大綱発表

～消費税率引上げに対する支援策～

1 はじめに

与党による平成 31 年税制改正大綱が、平成 30 年 12 月に発表されました。今回の税制改正では、迫る平成 31 年 10 月の消費税率 10%への引上げに伴う需要変動の平準化に向けた取組みが 1 つの焦点となっています。今回は、私たちの日常の中でも身近な改正事項について一部をご紹介します。

2 住宅と自動車に対する税制上の支援策

消費税率引上げに伴い、予測される駆け込み需要と反動減といった大きな需要変動の平準化に向けて、税率引上げ後における購入も十分魅力的なものとするとの考え方の下、以下の住宅と自動車に対する税制上の支援策が講じられます。

(1) 住宅ローン控除

個人が、住宅の取得等（その対価の額、費用の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合の住宅の取得等に限る。）をして平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの間にその者の居住の用に供した場合について、住宅ローン控除の控除期間を従来の 10 年から 3 年延長し 13 年間とされます。その際、11 年目以降の 3 年間の控除金額については次のうちいずれか少ない金額とされます。

- ① 住宅借入金等の年末残高（4,000 万円を限度）× 1%
- ② （住宅の取得等の対価の額（税抜価格））（4,000 万円を限度）× 2% ÷ 3

(2) 車体課税

① 自動車税環境性能割

平成 31 年 10 月 1 日より消費税率引上げ時に自動車取得税は廃止されます。それに代わり新たに、取得価額に対して省エネ法の燃費基準値の達成度に応じて課税される環境性能割が導入されます。また、導入後 1 年間は、自動車の取得時の負担感を緩和するため、税率 1%分を軽減する特例措置が講じられます。

対象車	導入後 1 年間 (H31.10.1~H32.9.30)	H32.10.1~
電気自動車等	非課税	非課税
平成 32 年度燃費基準値+20%	非課税	非課税
平成 32 年度燃費基準値+10%	非課税	1%
平成 32 年度燃費基準値達成	1%	2%
平成 27 年度燃費基準値+10%	2%	2%
上記以外	2%	3%(軽自動車は 2%)

② 自動車税

消費税率 10%への引上げにあわせ、自動車ユーザーの負担を軽減し、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進を図る趣旨の下、平成 31 年 10 月 1 日以後に新車新規登録を受けた自動車の保有に係る自動車税にあっては、改正前と比較すると総排気量の区分に応じ、1,000 円～4,500 円が減税されます。

3 個人所得課税等

(1) 空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除の特例の拡充・延長

相続又は遺贈により取得した被相続人の居住用家屋又はその敷地等を一定の要件の下で売却したときは、譲渡所得の金額から最高 3,000 万円まで控除することができます。改正前では、居住要件として老人ホーム等に入所をしたことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋及びその家屋の敷地の用に供されていた土地等について本特例は適用できませんでした。改正後は、次の要件その他一定の要件を満たす場合に限り、相続の開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていたものとして本特例を適用するほか所要の整備を行った上で、その適用期限が4年延長されます。

- ① 被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、相続の開始の直前まで老人ホーム等に入所をしていたこと
- ② 被相続人が老人ホーム等に入所をした時から相続の開始の直前まで、その家屋について、その者による一定の使用がなされ、事業の用、貸付けの用又はその者以外の者の居住の用に供されていたことがないこと

※ 平成 31 年 4 月 1 日以後に行う被相続人の居住用家屋又はその敷地等の譲渡について適用されます。

(2) NISA の利便性の向上

① 一時的な出国における NISA 口座の継続利用

NISA 口座を開設している居住者等が、海外転勤等やむを得ない事由に基因して出国する場合においては、出国前に口座開設されている営業所に一定の事項を記載した継続適用届出書を提出した場合に限り、帰国届出書を提出した日と継続適用届出書を提出した日から5年を経過する年の12月31日とのいずれか早い日までの間は、引き続き NISA 口座の利用が可能となります。

※ 以前は、出国する場合、NISA 口座（非課税口座）から一般口座（課税口座）へ移管する手続きが必要でした。

② NISA 口座開設に係る年齢要件の引き下げ

成年年齢が引き下げられる民法改正に伴い、居住者等が NISA 口座を開設することができる年齢要件がその年1月1日において18歳以上（現行は20歳以上）に引き下げられます。

(3) ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方公共団体については、ふるさと納税の対象外にすることができるよう、制度の見直しが行われます。

具体的には、次の基準に適合する都道府県等をふるさと納税（特例控除）の対象として指定することとされます。

- ① 寄付金の募集を適正に実施する都道府県等
- ② 返礼品の返礼割合を3割以下とし、地場産品とすること

※ 平成31年6月1日以後に支出された寄附金について適用されます。

4 最後に

平成31年税制改正では、消費税率引上げに対する支援策のほか、今回はご紹介できませんでした。民法改正に対応した改正、個人版事業承継税制が創設されました。また、以上の内容は後の国会における法案審議の過程において、一部項目の修正等行われる可能性があることにご留意ください。その他詳細につきましては弊社の担当者にお問い合わせください。